

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式

1. 基本的な考え方

- (1) 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

<回答欄>
④

2. 懸念事項及び要件設定

- (1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記(i)～(vii)のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば(viii)に記入して下さい。

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(viii) その他、懸念事項があれば記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

インターネット上には著作者に無許諾でアップロードされた情報が数多く存在しているが、許諾の有無は容易には判別できない。インターネットの利用者が日常的に行っているような行為、例えば、たまたま目にした資料を検討のためにダウンロードしたり、気に入った画像のスクリーンショットを撮ったりしたりする行為であっても、これらの行為が違法とされ、刑罰の対象となりうることとなる。そうすると、インターネット利用者に対する情報収集の萎縮効果が過度に大きいものとなることも十分に予想され、インターネットを利用した研究活動や二次創作活動が不当に抑制されるおそれがある。

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案（添付 1 ~ 3 参照）について、どのように考えますか。①~⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 適切である（文化庁当初案のままで良い）
- ② 違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき）
- ③ 違法となる対象が狭い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき（政府における検討に委ねる）
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

< 回答欄 >
⑤

- (ii) (i) で①を選択した場合、その理由を教えてください。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

- (iii) (i) で②を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

- (iv) (i) で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(v) (i) で④を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄>

今回のパブリックコメントの「質問事項及び回答様式」の「1. 基本的な考え方」(1) では、『『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集に萎縮を生じさせないこと』という2つの要請を両立をさせた形で侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことについて、どのように考えますか。』との質問がなされている。

しかし、海賊版サイトの多くは、現状、プログレッシブ・ダウンロード（ストリーミング）の形式をとっている。今般の文化庁当初案においても、この形式による著作権侵害物へのアクセスは、違法な「ダウンロード」にはあたらないと明記されている。そうすると、侵害コンテンツのダウンロード違法化をしたとしても、海賊版サイト対策としての実効的効果はほとんど期待できず、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」の要請を満たすことができない。

これが当会が今回のパブリックコメントの「質問事項及び回答様式」の「1. 基本的な考え方」(1) において、「④ 反対」と回答した一番の理由である。

一方、ダウンロード違法化の範囲拡大は、インターネット利用者による情報収集を萎縮させる弊害が大きい。これは、上記「懸念事項及び要件設定」の(1) (i) ～(viii) で回答したとおりである。

結局のところ、ダウンロード違法化の範囲拡大は、海賊版サイトへの対策としての有効性が乏しいにもかかわらず、刑罰対象の拡大により、インターネット利用者の情報収集に対するいたずらな萎縮効果を不可避免的に伴う。この萎縮効果により、インターネット上の情報受信を始めとする様々な活動が不当に阻害されるおそれが高く、憲法21条はもとより、他の憲法規定との関係でも重大な問題が生じる。

したがって、ダウンロード違法化の範囲拡大そのものが、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」の要請を満たすことができないため、その必要性にそもそも疑問があることから、(2) (i) において「⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない。」と回答するものである。

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかに御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄>

今回のパブリックコメントの「質問事項及び回答様式」の「1. 基本的な考え方」(1)では、「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集に萎縮を生じさせないこと』という2つの要請を両立をさせた形で侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことについて、どのように考えますか。」との質問がなされている。

これは、これらの要請が両立可能であることを当然の前提とする質問であって、当会のように、これらの要請を満たすことが困難または不可能であるとする立場からの回答が非常に困難である。

御庁においては、質問の仕方について、より広い意見の募集が可能なものとするよう配慮されたい。

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄>

リーチサイト対策については一定の意義があると認められるが、規制対象となる侵害著作物等の範囲が広範に過ぎ、ダウンロード違法化範囲の拡大と同様の問題を孕むものである。

したがって、侵害著作物の定義において、「原作のまま」および「権利者の利益を不当に侵害するもの」という限定要件を付すべきである。

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄>

海賊版サイト対策が必要であることは言うまでもない。しかし、インターネットは、現代における情報流通の重要な基盤であって、個人の知的・文化的活動を支えるとともに、社会における経済活動、政治活動の基礎となっている。このようなインターネット上での情報発信と受信の自由は、現代においては、憲法 21 条の保障が及ぶ基本的な権利というべきであり、海賊版サイト対策を検討する場合においても、同条に抵触する方法を採ることは許されない。

そもそもインターネットは、情報が発信され、それを受信した利用者が受信した情報を踏まえて新たな情報を発信するという点で双方向性を有しており、かつ、そうした双方向性のある情報流通が連鎖的になされるという特徴がある。そうすると、情報の発信・受信がその一部でも阻害されれば、インターネット上の情報流通の双方向性と連鎖性が遮断され、インターネット上の情報流通全体に悪影響を与えてしまうことになる。

従って、海賊版サイト対策として、インターネットにおける情報の発信・受信を阻害する方法を導入することには極めて慎重であるべきであり、その合憲性が厳格に吟味・検討されなければならない。

当会は、政府に対し、海賊版サイト対策としては、ブロッキングやダウンロード違法化ではなく、まずはより謙抑的な方法（たとえば、プロバイダ責任制限法を改正し、著作権者による事後的な救済を容易にする方法等）について、個別具体的な検証を十分に行うよう求めるものである。

以上については、当会は、2019 年（令和元年）8 月 21 日付で「海賊版サイト対策のためにブロッキングの導入及びダウンロード違法化の範囲拡大をすることに反対する意見書」を発出しているので、参照されたい。

https://www.kyotoben.or.jp/pages_kobetu.cfm?id=10000035&s=ikensyo

4. 御回答者

①個人／団体	②氏名／団体名	③団体の場合には意思決定のレベル
団体	京都弁護士会	常議員会決定
④連絡先電話番号		⑤メールアドレス
075-231-2336(総務)		info@kyotoben.or.jp

※団体におかれては、団体の業務内容や構成員などが分かる資料の添付をお願いします。